

大田区役所エコオフィス推進プラン (第6次)

令和6年度(2024年度)～令和12年度(2030年度)



令和6年(2024年)3月
大田区

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 エコオフィス推進プランとは.....	1
2 計画の位置付け	2
3 社会背景	3
4 改定の視点.....	4
5 計画期間	4
6 対象範囲	4
第2章 目標	5
1 温室効果ガス削減目標	5
2 省資源に関する目標	7
3 庁有車に関する目標	8
4 LED 照明に関する目標.....	8
第3章 具体的取組	9
1 公共施設整備に関する取組.....	9
2 職員の実践行動に関する取組.....	11
第4章 推進体制	15
1 推進体制	15
2 進捗管理	17
3 結果の公表.....	18

資料	19
----------	----

用語集.....	19
----------	----

※（アスタリスク）がある項目は巻末の「用語集」に記載しています。

第1章 計画の基本的事項

1 エコオフィス推進プランとは

大田区役所エコオフィス推進プラン（以下「エコオフィス推進プラン」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法^{*}」という。）第21条第1項において、地方公共団体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画（事務事業編）^{*}」です。また、大田区役所の自主的な環境保全に関する取組を推進するための環境マネジメントシステム（EMS）^{*}の役割を担っています。

エコオフィス推進プランは、平成11年（1999年）3月に第1次計画を策定して以来、5年毎に内容を見直し、その取組を着実に推進してきました。しかし、地球温暖化対策をはじめとする環境施策を取り巻く社会情勢は大きく変化し、さらなる取組の強化・推進が必要となっています。また、区では令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

こうした社会背景の変化等を踏まえ、区役所の率先行動として温室効果ガス削減に向けた取組を牽引していくため、第5次計画で推進してきた環境マインドの充実を踏まえながら、実践的な取組を強化することを目的として第6次計画を策定しました。

<沿革>

- 第1次計画 計画期間：平成12年度（2000年度）～平成16年度（2004年度）
- 第2次計画 計画期間：平成17年度（2005年度）～平成21年度（2009年度）
- 第3次計画 計画期間：平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度）
- 第4次計画 計画期間：平成27年度（2015年度）～平成30年度（2018年度）
- 第5次計画 計画期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）
※令和4年（2022年）8月部分改定
- 第6次計画 計画期間：令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度）

<SDGsへの貢献>

メインゴール

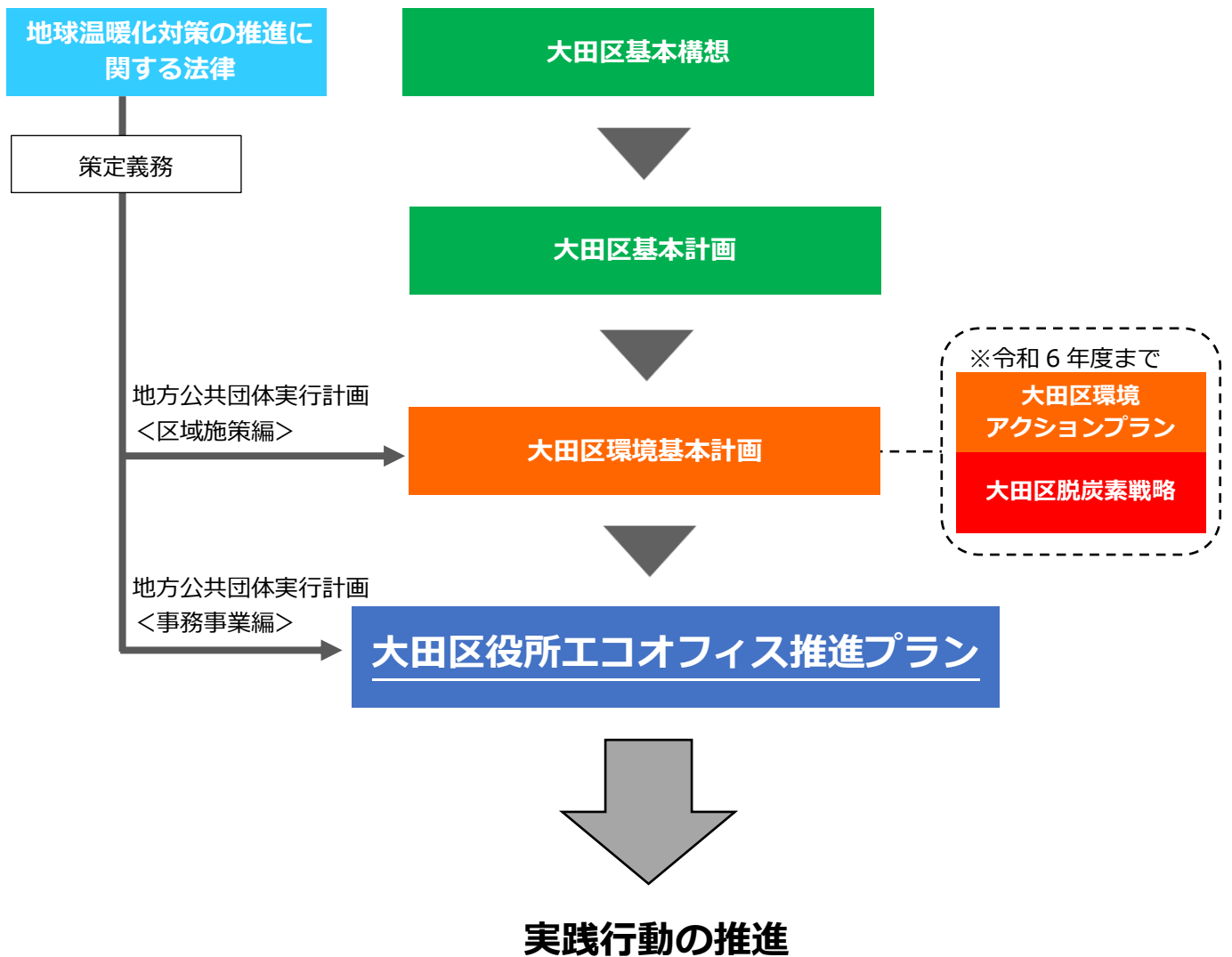


サブゴール

(副次的に貢献するゴール)



2 計画の位置付け



3 社会背景

(1) 世界の動向

平成 27 年（2015 年）12 月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP[※]21）では、全ての国が参加する公平で実効的な 2020 年以降の法的枠組として「パリ協定[※]」が採択されました。パリ協定は、世界共通の長期目標「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に保つ（1.5℃に抑える努力をする）」を掲げ、主要排出国を含む全ての国が、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにするため、排出量削減目標を作り提出すること、また、その達成のための国内対策を講じることを義務付けています。

令和 5 年（2023 年）11 月に開催された COP28 では、パリ協定の目標達成に向けて「世界全体での再生可能エネルギー設備容量 3 倍・エネルギー効率改善率 2 倍」の宣言が出されるなど、世界全体での取組を推し進めることが呼びかけられました。

(2) 国の動向

日本では、パリ協定がすべての国に義務付けた温室効果ガス排出量削減目標の提出及び目標達成のための国内対策を推進するため、平成 28 年に閣議決定した「地球温暖化対策計画[※]」を令和 3 年（2021 年）10 月に改定しました。

政府は、同年同月に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画[※]）を策定し、自らの率先行動として、庁舎等の各施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの 2030 年度における排出量を政府全体で 50%削減する目標を掲げ、その取組を推進することとしています。

また、平成 30 年（2018 年）12 月に「気候変動適応法[※]」が施行されました。国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して、気候変動への適応に取り組むための枠組みが整備されたことにより、今後は緩和と適応の両面から地球温暖化対策を推進していくこととなります。

(3) 区の地球温暖化対策への取組

区は、令和 4 年（2022 年）3 月に大田区環境アクションプランを策定し、脱炭素社会の実現に向け、区内の温室効果ガス排出量の削減目標を定め、地域の様々な主体との連携・協働による省エネルギー、省資源等の取組を推進しています。

また、令和 5 年（2023 年）3 月に大田区脱炭素戦略を定め、さらに意欲的な温室効果ガス排出削減目標を掲げるとともに、大田区環境アクションプランの基本目標 B「気候変動緩和策の推進」に示した取組を強化するために、現状の課題や目標達成に向けた取組の方向性を取りまとめています。

さらに区は、令和 5 年（2023 年）4 月に大田区は SDG s の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府からの「SDG s 未来都市[※]」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体 SDG s モデル事業[※]」にも選定されています。

4 改定の視点

視点1 再エネ・省エネの積極的な導入

令和5年3月に策定した大田区脱炭素戦略を踏まえ、同戦略の基本目標B「再生可能エネルギー^{*}の導入拡大による削減」・基本目標C「省エネ設備の導入、省エネ行動による削減」の達成に向けた取り組みを進めていきます。

視点2 循環型社会構築に向けた行動推進

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewable^{*}を徹底し、サーキュラーエコノミー^{*}への移行を総合的に推進していきます。

視点3 各所属・施設による主体的な実践行動の推進

温室効果ガス排出量やエネルギー利用状況の「見える化」などを進め、部局・課・施設毎の自主的な省エネルギー化・省資源化に向けた取組を推進していきます。

5 計画期間

- 令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度）
※社会情勢の把握や取組の効果測定を進め、必要に応じて見直しを行います。

6 対象範囲

- 区が実施する事務・事業全般

対象施設については、区が所有、管理または賃借している施設とします。なお、指定管理者施設、委託施設等についても対象としますが、民立民営施設は対象外とします。また、区営住宅、介護入所施設など個別の利用者が光熱水費を負担している施設も対象外とします。

第2章 目標

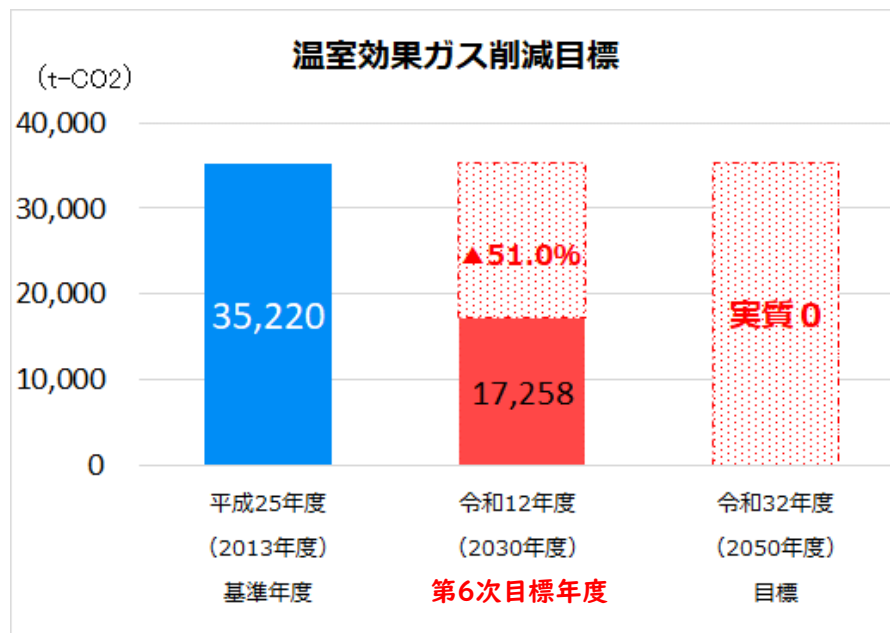
温対法第21条第2項に規定する「地方公共団体実行計画の目標」として、温室効果ガス削減をはじめとした目標を設定し、地方公共団体の責務として削減などに取り組みます。

1 温室効果ガス削減目標

- 第6次計画の温室効果ガス削減目標は、平成25年度（2013年度）を基準年度として、第6次計画の最終年度である令和12年度（2030年度）及び令和32年度（2050年度）において、達成すべき目標を設定します。

● 2030年度までに2013年度比で51%削減する（▲17,962 t-CO₂）

● 2050年度までに2013年度比で実質ゼロとする



- 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画^{*}において区役所が含まれる「業務その他部門」の目標である「2030年度において2013年度比51%削減」と同一の目標を設定します。

- 計画対象の温室効果ガス

国の地球温暖化対策計画では7種類の温室効果ガスを対象としていますが、第6次計画においては、区内の温室効果ガス排出量の約92%を占めており、区の事務事業においても排出量の最も多い二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

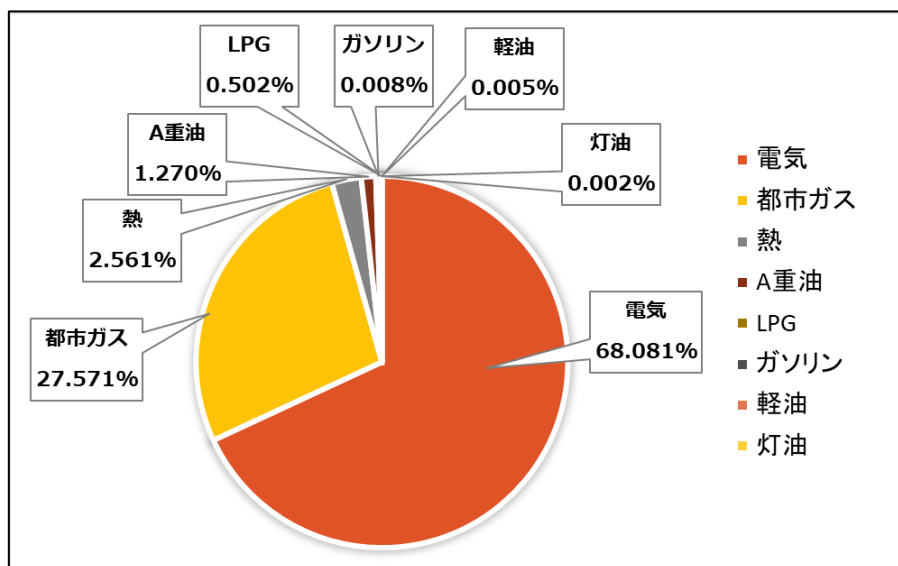
温室効果ガスの種類と排出源

(2020年度)

ガス種	排出源	区内の排出構成比
CO ₂ (二酸化炭素)	化石燃料の燃焼、電力の使用等	91.56%
CH ₄ (メタン)	化石燃料の使用、自動車の走行等	0.12%
N ₂ O (一酸化二窒素)		0.37%
HFCs (ハイドロフルオロカーボン類)	スプレー、冷蔵庫、エアコンからの漏洩等	7.88%
PFCs (パーフルオロカーボン類)	半導体の洗浄・エッチング等	0.03%
SF ₆ (六ふっ化硫黄)	変圧器等からの漏洩等 (トランスの絶縁ガス等)	0.04%
NF ₃ (三ふっ化窒素)	半導体の洗浄・エッチング等	0.01%未満

温室効果ガスの削減に向け、電気、都市ガス、地域冷暖房*熱量及び燃料などのエネルギー使用量の削減を推進していくとともに、削減の進捗状況を把握するためエネルギー使用量のモニタリングを行っていきます。

<参考> 区役所のエネルギー消費構成比 (令和4年度実績)



2 省資源に関する目標

間接的な温室効果ガス排出量の削減への寄与及び職員等の環境配慮行動を促進するため、水道使用量、廃棄物排出量、コピー用紙購入量の目標を設定します。

- 水道使用量：令和4年度（2022年度）の使用実績を継続する
- 廃棄物排出量：令和4年度（2022年度）の排出実績を継続する

項目	単位	令和4年度 (2022年度) <基準年度>	令和12年度 (2030年度) <目標年度>	削減量
① 水道使用量	千 m ³	1,033	継続	—
② 廃棄物排出量	t	3,018	継続	—

● 目標設定の考え方

水道使用量・廃棄物排出量においては第5次計画で目標値を上回る実績を達成しました。第6次計画においては達成した数値を継続していくこととします。

- コピー用紙購入量：平成25年度（2013年度）比12.0%削減する

項目	単位	平成25年度 (2013年度) <基準年度>	令和12年度 (2030年度) <目標年度>	削減量
③ コピー用紙購入量	t	376	327	▲49

● 目標設定の考え方

コピー用紙においては第5次計画の目標値を達成できなかったため、当初の目標値を継続し、DX推進*や働き方改革*による業務の効率化を図り、削減を進めていきます。

3 庁有車に関する目標

「大田区庁有車等の調達に係る環境配慮方針[※]」に基づき、庁有車の電動化による省エネルギー化を図ります。

- 庁有車（乗用車） : 令和 12 年度（2030 年度）までにすべて
電動車[※]に切替える
- 庁有車（乗用車以外） : 令和 12 年度（2030 年度）までに可能な限り
電動車[※]に切替える

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

4 LED 照明に関する目標

「既存区有施設高効率照明導入計画」をはじめとした各計画などに基づき、区有施設の LED 照明切替えを進め、省エネルギー化を図ります。

令和 12 年度（2030 年度）までに、区有施設に LED 照明を導入する。

※建て替えや大規模改修が計画されている施設等を除く。

第3章 具体的取組

温室効果ガス排出量 51%削減という高い目標を目指していくためには、ハードとソフト両面での取組が必要です。

また、SDGs 未来都市の率先行動として、環境に配慮した区役所の事業活動を持続的に進めるため、省エネルギー化と省資源に関する取組を進めていきます。

1 公共施設整備に関する取組

公共施設については「大田区公共施設等総合管理計画[※]」に基づいた取組を進めるとともに、環境面での率先的な取組を推進していきます。

(1) 公共施設へのZEB[※]の導入

- ・新築・改築の際にはZEB基準を目指します。
- ・大規模改修などの場合は、可能な限りZEB基準を目指します。

(2) 再生可能エネルギー設備の導入

- ・公共施設の新築・改築の際は、設置可能な施設には太陽光発電設備等を最大限導入します。
- ・公共施設の大規模改修などの際は、設置に係る検討を踏まえ、太陽光発電設備等を可能な限り導入します。
- ・既存公共施設については様々な手法を検討しながら、設置可能な施設には太陽光発電設備等を最大限導入します。

(3) 公共施設における省エネルギー対策の推進

- ・空調設備については、エネルギー消費効率の高い空調機の導入や、個別空調化などを図っていきます。
- ・照明設備については、LED照明を積極的に導入していきます。また、人感センサーによる照明点灯制御や照明対象範囲の細分化の導入に努めます。
- ・給湯設備については、給湯配管類の断熱や高効率給湯器の導入などを進めます。
- ・受変電設備については、エネルギー損失の少ない変圧器やデマンド制御システム[※]の導入を進めます。
- ・断熱・遮熱設備については、複層ガラスや二重サッシ、断熱性塗料材、屋根・壁・床等への断熱材などを導入していきます。
- ・道路に接する部分の接道緑化や屋上、壁面の緑化を推進していきます。
- ・雨水を施設の雑用水の一部として利用するとともに、各種節水システムの導入に努めます。

(4) 公共施設のフロン類対策の取組

- ・フロン類を使用する業務用空調機器などは、法令に基づいた点検実施・記録保管を行い、適正に管理します。
- ・設備更新の際はノンフロン冷媒を使用する機器の導入に努めます。

(5) 庁有車の電動化に向けた施設整備

- ・公共施設に駐車場を新たに整備する場合は、原則として電気自動車充電設備用配管※を導入します。

(6) 木材の利用促進

- ・「木材の利用促進方針」に基づき、公共施設への木材使用を促進していきます。
- ・森林環境譲与税について、公共施設や普及啓発支援施策への活用などを研究していきます。

上記の取組について実効性を持って推進するため、公共施設の環境配慮に関する方針を策定するとともに、施設所管部局、企画経営部局、環境部局などによる連携体制の構築を進めます。

事例紹介① ZEB Ready 認証建築物（蒲田清掃事務所）



- ・環境に配慮した清掃事業の拠点として、高効率の省エネ機器や再生可能エネルギー設備の導入などにより、エネルギー消費量 62%削減を実現した環境に配慮した建築物です。
- ・ZEB Ready 認定とともに BELS 評価で最高評価の☆5 を取得しました。

ZEB の定義

ZEB ランク	建物用途	一次エネルギー消費量※削減率	
		省エネのみ	省エネ+創エネ
『ZEB』	すべて	50%以上	100%以上
Nearly ZEB	すべて	50%以上	75%以上
ZEB Ready	すべて	50%以上	—
ZEB Oriented (※1)	事務所、学校等	40%以上	—
	上記以外用途	30%以上	—

<ZEB とは>

省エネ化や再エネの導入などによって建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。性能に応じて4段階の定義があります。

<BELS とは>

(一社)住宅性能評価・表示協会が行う建築物の省エネルギー性能の表示制度のこと。5段階評価で省エネ性能が良いほど星の数が増えていきます。

※1 延床面積 10,000㎡以上の建物が対象。省エネに加えて未評価技術(※2)の導入が必要。

※2 省エネ効果は認められているが、ZEB 評価プログラムにおいて現時点では評価されていない技術。

2 職員の実践行動に関する取組

エコオフィス推進プランの目標を達成するには、職員の行動様式を変革して実践行動を進めていくことが重要です。

各分野別に取組の方針を掲げるとともに、具体的な実践例を示して実践行動に取り組んでいきます。

(1) 省エネルギー対策に関する取組

- ・ 職員一人ひとりが日々できることを意識して実践するとともに、施設管理者に対する意識づけを徹底して省エネルギー化を図っていきます。
- ・ 働き方改革の実施による働き方の改善に合わせて、効率的なエネルギーの使用を図っていきます。

1) 空調

施設管理者の具体的な取組	職員一人ひとりの具体的な取組
(1) 利用者の協力を得るため、室内温度を掲出する。 (目安) 冷房【夏季】28℃ 暖房【冬季】20℃ (2) 福祉施設や乳幼児施設などは、利用者の健康に配慮した室内温度を施設管理者が定め、省エネルギー対策に取り組む。 (3) 扇風機などを併用し、室温のムラを解消する。 (4) 室外機及び吹き出し口周辺に障害物を置かない。 (5) フィルター清掃を月1回程度行う。 (6) すだれなどで室外機への日光の直射を避ける。(冷房期) (7) 閉館または退庁時間の30分前に空調の電源を切る。	(1) 室内温度に対応した服装とする。 ただし、区民等に不快感を与えない服装とする。 (2) ブラインドやカーテンを活用し日射を遮断する。 (3) 窓や扉を閉じる(開けっ放しにしない)。 (4) 換気扇の使用を控える。(全熱交換器 [※] の活用) (5) 会議室等の空調は電源をこまめに切る。

<空調の適正化に向けてクールビズ・ウォームビズ期間を設けます。>

- ・ クールビズ 【期間：5月1日～10月31日】
- ・ ウォームビズ 【期間：12月1日～3月31日】

2) 照明

施設管理者の具体的な取組	職員一人ひとりの具体的な取組
(1) 不要な照明の消灯を呼びかける案内を掲出する。 (2) 照明スイッチに点灯場所(スイッチマップ)を明示する。 (3) 職場の安全衛生環境に配慮した上で照度過剰とならないよう、間引き消灯など適正な照度管理を行う。 (4) 照明器具の清掃や適正な時期に交換する。	(1) 常時利用しない部屋などは消灯を徹底する。 (2) スイッチマップを活用する。 (3) 昼休みは区民サービスに支障のない範囲で消灯する。 (4) 時間外勤務・時差出勤時等は必要最低限の場所のみ点灯する。 (5) 自然光を活用しエントランスホールなどは消灯する。

3) 事務機器

職員一人ひとりの具体的な取組
(1) パソコン、プリンター、コピー機は、節電モードに設定する。 (2) パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる。 (3) 外勤時はパソコンの電源を切る。 (4) デスクトップパソコンは、本体だけでなくモニターの電源も切る。 (5) スイッチ付き電源タップを活用する。(待機電力消費の防止)

4) 水道

施設管理者の具体的な取組	職員一人ひとりの具体的な取組
(1) 定期的な点検により漏水を防止する。 (2) 止水栓を調整して吐水量を適正量にする。 (3) 節水コマを設置する。	(1) 節水を心掛ける。

5) その他機器及び設備の維持管理

施設管理者の具体的な取組
(1) 給湯器は季節に合わせて設定温度を調整する。 (2) 電気便座の設定温度を低くする。 (3) 受変電設備を力率 [*] 95~100%で管理する。 (4) デマンド監視装置で電力管理を行う。(設置施設のみ) (5) 定期的な設備点検を実施し、点検委託業者と連携(情報共有)を図りながら効率的な運転を心掛ける。 (6) 庁舎など、建物内を移動するときには、「2 up 3 down」を心がけ、階段の利用に努める。

(2) 廃棄物に関する取組

- ・職員一人ひとりがごみ削減・分別の意識を徹底して取組を推進するとともに、庁内の環境や運用を改善することで廃棄物の3R+Renewableを推進していきます。
- ・庁内の環境改善に向けた検討体制を構築していきます。

職員一人ひとりの具体的な取組
(1) ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを図る。 (2) 「グリーン掲示板 [*] 」を活用し、備品・消耗品などを所属間で再利用する。 (3) 物品等の長期使用を心掛ける。 (4) 不要な購入による廃棄を防止するため、在庫管理を徹底する。 (5) 厨房や給食で発生する食品残さの削減を図る。 (6) マイバック・マイボトルなどを使用してごみの発生抑制に努める。 (7) レジ袋などのワンウェイプラスチック製品 [*] はできる限り使用しないように努める。

(3) 庁有車の使用に関する取組

- ・ 庁有車等の購入や借上げ（リース）に係る契約をする場合は、「庁有車等の調達に係る環境配慮方針」に基づき、乗用車は電動車を導入し、環境負荷の低減に努めます。
- ・ 乗用車以外の貨物車等はリース切り替えの際に可能な限り、電動車を導入します。
- ・ 環境に配慮した庁有車の使用をこころがけます。

職員一人ひとりの具体的な取組
(1) エコドライブ 10 [*] を心掛ける。 (2) 合理的な走行ルートを選択に努める。 (3) 相乗りによる効率的な利用を図る。 (4) 燃料給油量（水素充填量・電気充電量）、走行距離を記録する。 (5) 公共交通機関、自転車、徒歩による移動に努める。

(4) 電力の調達に関する取組

- ・ 施設所管部署は各施設の電力契約において再生可能エネルギー電力の調達を推進していきます。
- ・ 区が行う電力調達契約に係る競争入札では、「大田区電力の調達に係る環境配慮方針^{*}」に基づき、環境負荷の小さい電力の導入を促進しています。
- ・ 競争入札によらない電力調達契約では、「大田区電力調達方針^{*}」に示す調達方法に沿った電力会社と契約を締結することで環境性の高い電力を調達します。

(5) コピー用紙の削減に関する取組

- ・ DX推進や働き方改革による事務の見直しなどによりコピー用紙の削減を図ります。

職員一人ひとりの具体的な取組
(1) 在庫管理を徹底し、必要以上の購入を控える。 (2) 両面印刷・裏面活用を徹底する。 (3) オンラインや電子モニターを活用したペーパーレス会議を行う。 (4) 会議回数や資料作成部数の精査、資料の簡素化などに努める

(6) グリーン購入の推進に関する取組

- ・ 物品購入及び役務等に係る契約をする場合は、「大田区役所グリーン購入ガイドライン^{*}」を遵守のうえ、環境に配慮された物品及び役務等を選択し、環境負荷の低減に努めます。
- ・ 物品等を購入する際には、必要性を十分に検討し、必要最低限を購入します。
- ・ 物品等を購入する際には、エコマーク^{*}が記載されている環境負荷のできるだけ少ない製品やサービスを選択します。
- ・ グリーン掲示板を活用し、所属間での備品や消耗品の有効活用に努めます。

- ・ グリーン購入の実施状況の見える化に向けた検討を進めていきます。

(7) 環境に対する意識を醸成・継続させるための取組

- ・ エネルギー使用量や廃棄物排出量などの見える化を図り、職員の環境意識を醸成して、実践行動の実施を促していきます。
- ・ 職員の意識改革や具体的な実践行動に繋がる研修を企画・実施していきます。
- ・ 掲示板やグループウェアを活用して、温室効果ガス削減や資源循環に関わる取組などの情報提供を行います。

事例紹介② 環境に優しい素材の購入（SDGs未来都市の横断幕）

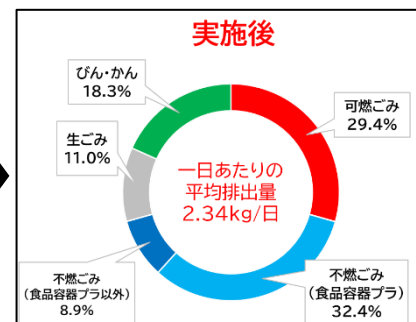
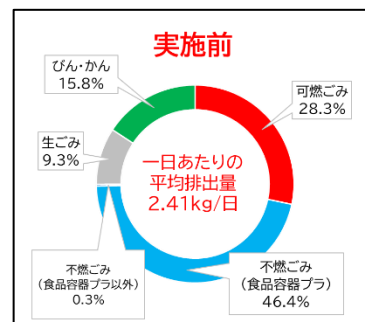


- ・ 区役所本庁舎にSDGs未来都市のPRステッカーを掲示しています。
- ・ なお、SDGsの理念を踏まえ、ステッカーには植物由来の環境にやさしい素材を使用しています。

事例紹介③ 廃棄物の適正化（ごみ分別推進プロジェクトによる実証試験）



- ・ 廃棄物の適正処理に向けて、本庁舎のごみ置き場の配置・表示を工夫するとともに、廃棄量の測定を行い、実証効果の見える化を行いました。
- ・ 実証の結果、食品容器プラに混ざってしまっていた不燃ごみが減るなど、適正な分別が進みました。

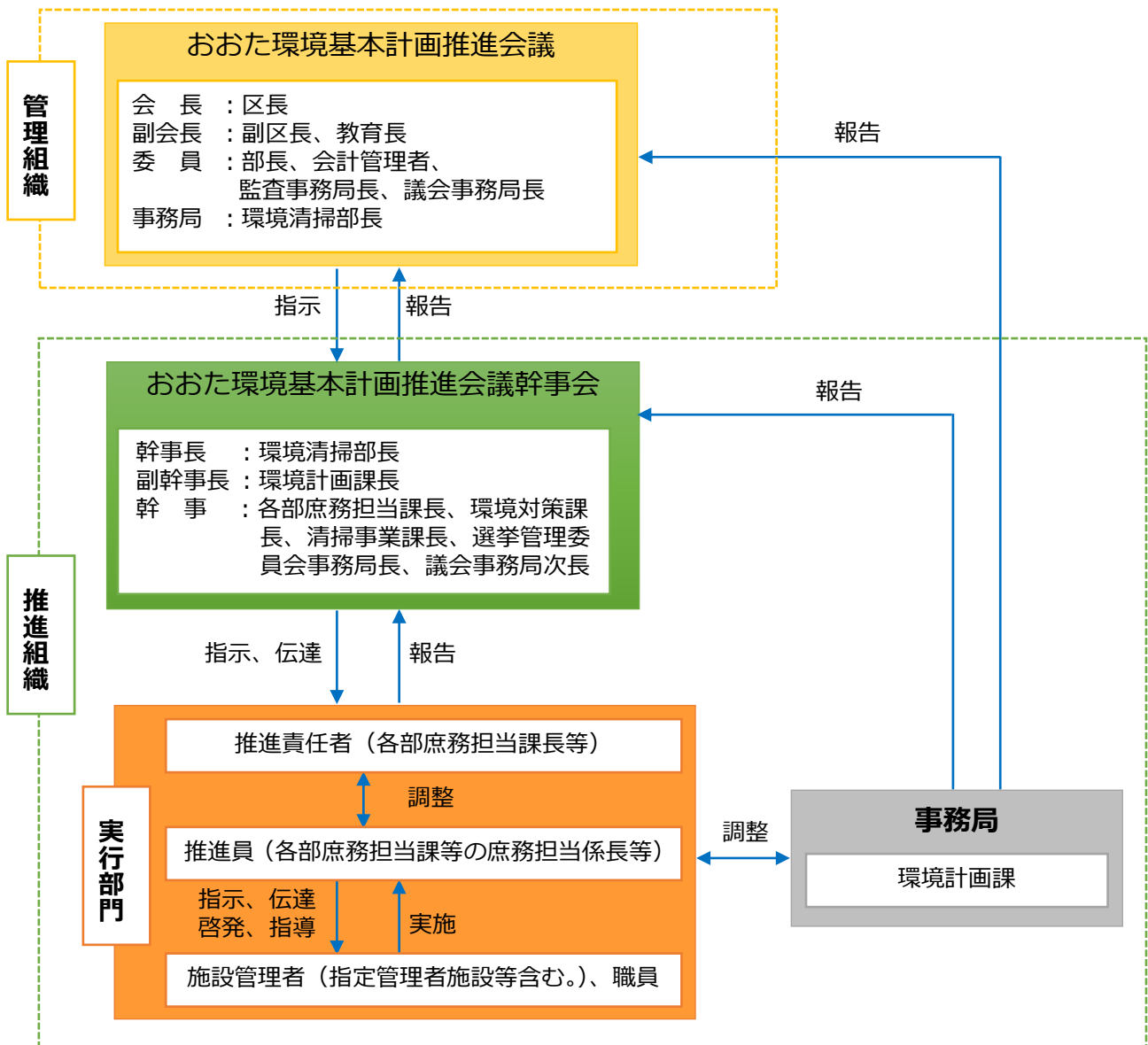


第4章 推進体制

1 推進体制

エコオフィス推進プランの推進にあたっては、区長を会長とする「おおた環境基本計画推進会議^{*}」、「おおた環境基本計画推進会議幹事会」を設置し、庁内関係部局が連携して計画の進捗状況や環境の保全に関する事項について調査、審議を行います。

また、計画の推進等は、各部を基本とする実行部門が担うこととし、各部庶務担当課長等を推進責任者、各部庶務担当課の庶務担当係長等を推進員とします。



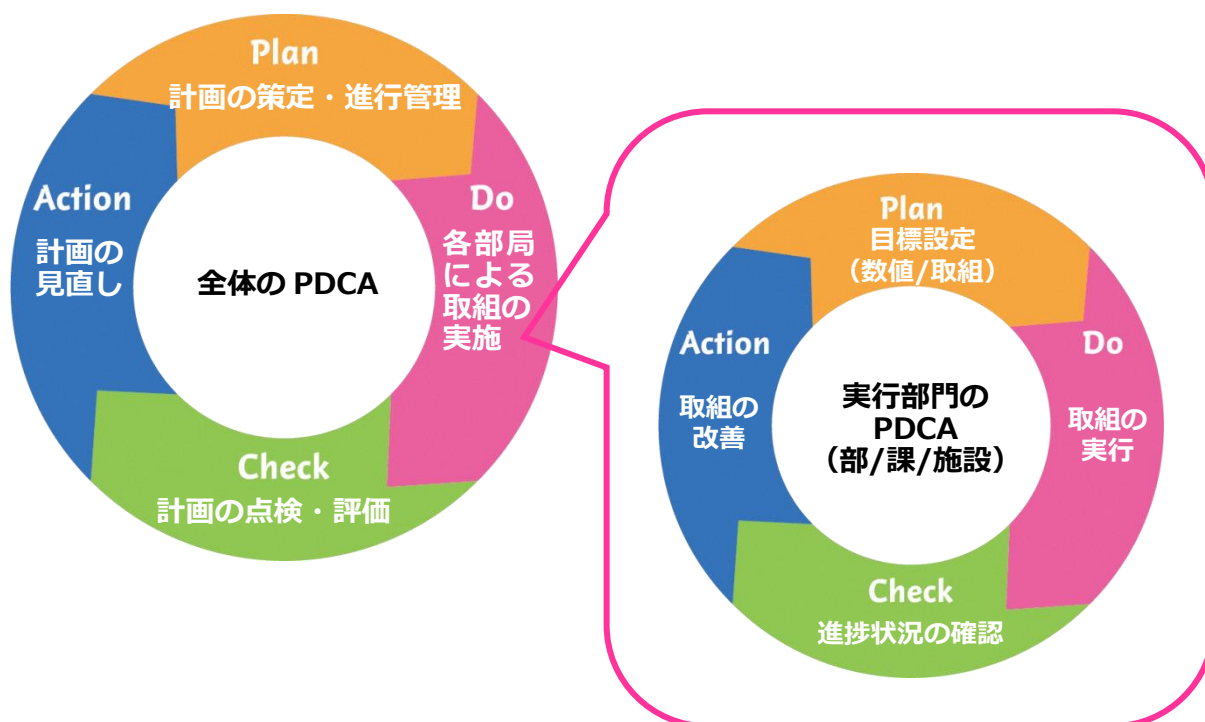
推進体制図

主体別役割

主体	構成員	役割
区長		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の温暖化対策を統括する。 ・ 計画に基づく取組について評価、指示を行う。
おおた環境基本計画 推進会議	会長：区長 副会長：副区長、教育長 委員：部長、会計管理者、監 査事務局長、議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定及び地球温暖化対策の推進に関わる施策を審議、決定する。 ・ 毎年度の計画の進捗状況等を総合管理する。 ・ 地球温暖化対策の推進に関わる施策の実施を「おおた環境基本計画推進会議幹事会」に適宜指示する。
おおた環境基本計画 推進会議幹事会	幹事長：環境清掃部長 副幹事長：環境計画課長 幹事：各部庶務担当課長、環 境対策課長、清掃事業課長、 選挙管理委員会事務局長、議 会事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「おおた環境基本計画推進会議」に付議する事案について協議、検討する。 ・ 「おおた環境基本計画推進会議」で決定した事項について必要な事項を協議、調整する。
幹事長	環境清掃部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「おおた環境基本計画推進会議幹事会」の管理責任者として、地球温暖化対策の推進に関わる施策、目標、点検・評価、毎年度の計画の進捗状況等を取りまとめ、「おおた環境基本計画推進会議」に報告する。
推進責任者	各部庶務担当課長等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「おおた環境基本計画推進会議幹事会」の指示に基づく地球温暖化対策に係る取組を先導的に実践し、各職場への波及を図る。 ・ 事務局と連携し、計画の取組状況や毎月のエネルギー使用状況などを把握するとともに、職員の啓発策を推進する。 ・ 事務局に対し、総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標や施策の改善など計画の見直し案等を発議する。
推進員	各部庶務担当課等の庶務担当係長又は推進責任者が指定する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進責任者を補佐し、計画の取組状況や毎月のエネルギー使用状況の調査結果を推進責任者に報告する。 ・ 地球温暖化対策に係る取組を先導的に実践し、各職場への波及を図る。
事務局	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組状況やエネルギー使用状況をはじめとする計画推進に係る基礎調査、職員の啓発策などに関して「推進責任者」を支援する。 ・ 各種調査結果、計画の進捗状況、地球温暖化対策推進状況などをとりまとめ、おおた環境基本計画推進会議、おおた環境基本計画推進会議幹事会に報告する。 ・ 調査結果の公表手続き、国・東京都及び市内各関係部局への報告・連絡・調整を行う。
施設管理者（指定管理者施設等を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進責任者及び推進員の指示等に基づき、各施設における地球温暖化対策を推進する。
職員		<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進責任者及び推進員の指示等に基づき、所属内での地球温暖化対策を推進する。

2 進捗管理

エコオフィス推進プランは多層的PDCAサイクルによる進捗管理を図っていきます。



(1) 計画の策定・進行管理 (Plan)

おおた環境基本計画推進会議においてエコオフィス推進プランの策定・改定を行い、その後の進行管理を行います。

(2) 各部署による取組の実施 (Do)

1) 実行部門 (各部署) による PDCA サイクルの実施

実施項目	実施例
(1) Plan 目標の設定	具体的に何をどうするのか、組織内で検討し、行動目標を掲げる
(2) Do 取組の実行	具体的な省エネや省資源対策などを実践する。 ・空調使用時は、室温（冷房 28℃、暖房 20℃）とする ・ unnecessaryな照明は消灯する など
(3) Check 達成状況の確認	行動目標に対する評価を行う。 ・毎年定期的実施する進捗管理（点検票）で、増減要因を把握し、問題点を抽出する ・達成状況等は、所属内の職員に周知する
(4) Action 改善策の検討	目標達成状況についての改善策を検討する。 ・問題点を解決するためには、具体的に何をどうするのか、組織内で改善策を検討する

2) 進捗状況の報告

施設管理者、指定管理者、委託契約の受託者等は、所管施設の①電気使用量（昼間電力、夜間電力）、②都市ガス使用量、③地域冷暖房熱量、④施設に係る燃料使用量（A重油、軽油、灯油、LPG、ガソリン）、⑤上水道使用量、⑥コピー用紙使用量、⑦ 廃棄物排出量、⑧建物延床面積、⑨自動車実績（燃料等使用量、走行距離）を把握し、定期的に環境計画課に報告します。

ただし、委託契約の受託者がエネルギー使用量等を把握できない場合は、施設管理者（所管課）が報告します。

3) 省エネ法^{*}、温対法、環境確保条例に基づく報告

省エネ法、温対法、環境確保条例に基づき、施設管理者、指定管理者、委託契約の受託者等は、エネルギー使用実績のデータ及び庁舎等ごとの報告書を提出部局（区長部局は環境計画課、教育部局は教育総務部）に報告します。

(3) 計画の点検 (Check)

環境計画課は各部局からの実績報告等をもとに、エコオフィス推進プランの進捗状況をまとめておた環境基本計画推進会議に報告します。また、必要に応じて関係部局による課題の検討や対策の実施を行います。

(4) 計画の見直し (Action)

おた環境基本計画推進会議は進捗状況報告等をもとに、必要に応じてエコオフィス推進プランにおける目標設定や取組内容の見直しを行います。

3 結果の公表

おた環境基本計画推進会議は、毎年1回、エコオフィス推進プランの進捗状況、点検結果等をホームページ等により公表します。

資料

用語集

アルファベット／数字	
COP	気候変動枠組条約締約国会議の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な会議。年1回会合が開かれ、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出量削減目標や枠組みについて議論される。
DX	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。「自治体DX推進計画」では、「制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが求められている。」としている。
PPA	電力販売契約という意味。第三者モデルともいわれる。保有する施設の屋根や遊休地等を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を施設等の保有者が使うことで、電気料金とCO2排出の削減ができる。設備の所有は第三者が持つため、資産保有をすることなく再生可能エネルギー利用が実現可能。
SDGs未来都市	SDGsの理念に沿った取組を推進しようとする都市の中から特にポテンシャルが高い都市を公募・選定する内閣府の制度のこと。
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
3R+Renewable	3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。Reduce（リデュース）は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を抑制すること、Reuse（リユース）は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること、Recycle（リサイクル）は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することをいう。 また、Renewable（リニューアブル）は、再生可能な資源に替えることをいう。
ア行	
エコドライブ10	急発進・急加速の防止など、自動車の燃費向上を図るための運転操作や自動車運用方法のこと。
一次エネルギー	化石燃料（石油や石炭、天然ガスなど）や自然から直接採取できるエネルギー（太陽光や水力、風力など）のこと。
エコマーク	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、

	表示する制度のこと。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。
エネルギー消費原単位	区役所全体のエネルギー使用量（原油換算量）を分子とし、エネルギーの使用と密接な関係をもつ値を分母とした単位のこと。エコオフィス推進プランでは施設の延床面積を分母としている。
おおた環境基本計画推進会議	大田区環境基本計画の推進を図るため、区長を会長として設置した会議体のこと。庁内関係部局が連携し、計画の進捗状況や環境の保全に関する事項について調査、審議を行う。
大田区環境アクションプラン	大田区環境基本条例に基づく、区の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。
大田区公共施設等総合管理計画	国が平成 25 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画の役割を担い、インフラ含む公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。
大田区脱炭素戦略	大田区環境アクションプランの基本目標 B「気候変動緩和策の推進」に示した取組を強化するために、現状の課題や目標達成に向けた取組の方向性を取りまとめたもの。
大田区庁有車等の調達に係る環境配慮方針	区役所がその率先行動として「庁有車等から排出される温室効果ガスの削減」に取り組むために必要な庁有車等の調達及び運用における環境配慮に係る基本的な考え方を定めたもの。
大田区電力調達方針	環境性、経済性、電力の安定確保の視点を踏まえた区の電力調達の基本的な考え方、調達方法等を定めたもの。
大田区電力の調達に係る環境配慮方針	区役所における電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力の供給を受けるために必要な事項を定めたもの。方針において環境配慮評価基準を定めることにより、環境負荷の小さい電力の導入を促進している。
大田区役所グリーン購入ガイドライン	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の規定に基づき、区の事務事業に伴い調達する物品、役務等について、環境負荷の少ない物品等を優先して購入することを定めたガイドライン
温室効果ガス	大気中にある熱を吸収する性質を持つガスのこと。GHG（Greenhouse Gas）とも言う。
カ行	
環境マネジメントシステム（EMS）	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく体制・手続き等の仕組みのこと。
気候変動適応法	国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための枠組みを定めた法律のこと。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	WMO（世界気象機関）と UNEP（国連環境計画）によって設立された政府間組織。世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。
グリーン掲示板	各所属において不用になった物（備品及び消耗品）を有効活用するために設置している大田区役所の庁内掲示板のこと。
サ行	
サーキュラーエコノミー	製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持管理し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生や油外物資の環境中への放出を最小限にする経済システムのこと。循環経済ともいう。
再生可能エネルギー	自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギーのこと。エネルギー供給構造高度化法において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスがエネルギー源として規定されている。
自治体 SDG s モデル事業	「SDG s 未来都市」として選定された中で特に優れた先導的な取組のこと。
省エネ法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律のこと。一定規模以上の（原油換算で 1,500k1/年以上のエネルギーを使用する）事業者は、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行うことが規定されている。
政府実行計画	政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定めた計画のこと。
タ行	
地域冷暖房	一定地域内の建物群に熱供給設備（地域冷暖房熱源の供給拠点）から、冷水・温水・蒸気などの熱媒を地域導管を通して供給し、冷房・暖房・給湯を行うシステムのこと。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が「温対法」に基づいて策定した、地球温暖化に関する総合計画のこと。
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律のこと。
地方公共団体実行計画（事務事業編）	「温対法」第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む）ならびに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）に策定と公表が義務付けられている計画のこと。

デマンド制御システム	受電設備における最大デマンド（最も多く同時に使う電力）の発生を監視するシステムのこと。デマンドの目標値を設定し、電気機器を管理することで、最大デマンドが大きくなることを抑制し、基本料金の減少を図ることができる。
電気自動車充電設備用配管	電気自動車が走行のために必要な電力を充電する設備と受変電設備を接続する配管のこと。
電力調達に係る環境配慮基準	区役所における電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力の供給を受けるために必要な事項を定めたもの。環境配慮項目として二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、環境報告書の発行状況を評定・算定し、電気事業者に入札参加資格を付与するもの。
東京都環境確保条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例のこと。環境への負荷を低減するための措置を定め、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている。
ナ行	
燃料電池自動車	燃料電池から作られた電気を動力源としてモーターで走行する自動車のこと。
ノンフロン冷媒	フロンを使用しない冷媒ガスのこと。ノンフロンガスには二酸化炭素、炭化水素、アンモニア等がある。
ハ行	
働き方改革	職員が働きやすく、働きがいのある環境づくりを行い、業務の効率化やモチベーションの向上、ワーク・ライフ・バランスの実現等を図ることで、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、質の高い区民サービスの提供をめざす取組みのこと。
パリ協定	先進国・開発途上国の区別なく公平かつ実効的な気候変動対策の行動を義務付けた、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みのこと。
プラグインハイブリッド自動車	外部からバッテリーを充電ことができ、エンジンとモーターの2つの動力を併用して走行する自動車のこと。
フロン類	フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒等で使用されているが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになり、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が進められている。
マ行	
木材の利用促進方針	区施設の特性を踏まえ、公共建築物等における木材利用促進のための基本的事項を定めたもの。大田区内の公共建築物等の整備に

	<p>における積極的な木材の利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）」に即して、同条第 2 項に掲げる必要な事項を定めることを目的としている。</p>
<p>ラ行</p>	
<p>力率</p>	<p>供給された電力のうち何%が有効に働いたかを示すもの。力率が高いと、それだけ器具の効率が低いということになる。</p>
<p>ワ行</p>	
<p>ワンウェイプラスチック製品</p>	<p>一度だけ使用して廃棄されるプラスチック製品のこと。</p>

